

## 構成員提出資料

綾構成員提出資料	P 1
池田構成員提出資料	P 9
駒村構成員提出資料	P11
生水構成員提出資料	P19
立岡構成員提出資料	P23
西岡構成員提出資料	P26
行岡構成員提出資料	P43
渡辺構成員提出資料	P46

## 論点整理（素案）に対する意見



大阪府 福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

# 論点整理（素案）に対する意見 ①

## （１）生活困窮者自立支援のあり方

【論点】（コロナ禍での対応を踏まえた法のあり方）P11 ○ 1つ目～3つ目

- 国と地方等の関係含め、緊急時の対応を制度化しておくべきではないか。  
その際、経済的困窮や多重債務を予防・解決する観点から、相談支援と貸付を一体的に運用することを前提に検討すべきではないか。
- 特例貸付について、緊急的な対応としての意義は評価すべき一方、福祉的貸付が本来、生活そのものの維持を目的とし、相談支援との密接な連携のもとなされるものであることを踏まえた検討が必要ではないか。また、今般のコロナ禍のように影響が長期化する場面では、貸付というスキームが適切なかどうか検証すべきではないか。
- 特例貸付については、貸付で終わりではなく、長期間（返済期間10年）にわたって伴走支援を行う必要がある。償還開始後にどのような事態が生じるのかをあらかじめ想定したうえで、人員体制を含め必要な対応を検討すべきではないか。  
また、自立相談支援事業や家計改善支援事業との連携も重要であり、これらの事業につながる仕組みが必要ではないか。

## （４）家計改善支援のあり方

【論点】（生活福祉資金貸付との連携）P31 ○ 2つ目

- コロナ禍において家計改善支援事業の必要性が高まっていることを踏まえ、例えば、生活福祉資金の貸付の際に、家計改善支援事業の利用を条件化する、少額の貸付機能や転居費用の貸付を付与するなど、家計改善支援事業を強化することが重要ではないか。  
また、特例貸付の返済や償還免除等にも家計改善支援事業が関わり、その後のフォローアップ支援につなげる仕組みが必要ではないか。

## 《大阪府の意見》

- **特例貸付の更なる効果検証が必要。**
- **特例貸付の償還が開始されるにあたり、自立相談支援機関が丁寧な伴走型支援を行なうことのできる体制が必要。**
- **自立相談支援機関の機能強化の観点から、貸付制度と家計改善支援事業等との連携強化を図るべきではないか。**

## 《大阪府・大阪府社会福祉協議会の取組み》

- **今後の償還（免除）手続きにあたり、生活現況についてのアンケートを実施し、分析・データ化を行う。** …P4～5参照
- **相談を希望する方の情報を大阪府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、自立相談支援機関とで共有し、必要な相談支援につないでいく。** …P6参照

# 論点整理（素案）に対する意見 ①

## 【参考】償還（免除）手続きスケジュール（予定）

区分	令和4年												令和5年												令和6年												令和7年											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
緊急小口資金	免除手続きの案内 審査業務開始												償還開始（最大24カ月）																																			
総合支援資金 （初回貸付）	免除手続きの案内 審査業務開始												償還開始（最大120カ月）																																			
総合支援資金 （延長貸付）													免除手続きの案内 審査業務開始												償還開始（最大120カ月）																							
総合支援資金 （再貸付）																									免除手続きの案内 審査業務開始												償還開始（最大120カ月）											

## 【参考】生活福祉資金\_特例貸付にかかる決定件数・金額の現況（令和4年3月11日現在）

貸付種別	決定件数	決定金額	据置期間
（緊急小口資金）特例貸付	173,464件	32,969,230千円	令和4年12月末迄
（総合支援資金）特例貸付【初回貸付】	132,971件	70,036,245千円	令和4年12月末迄
（総合支援資金）特例貸付【延長貸付】	66,835件	35,311,110千円	令和5年12月末迄
（総合支援資金）特例貸付【再貸付】	95,203件	50,545,830千円	令和6年12月末迄
計	468,473件	188,862,415千円	



### 送付状

〒123-4567 ●●県◆◆市▲▲町 x-xx-xx

□□ ○○様

(資金の種類：●●●●●●● 貸付コード：●●●●●●●)

大阪府コロナ特例貸付事務センター

今回お送りした資料一式は、貴殿が借りられた緊急小口資金等特例貸付の据置期間が終わり、2023年より償還(借入金の返済)が開始されるためご案内するものです。償還は、借入金の資金の種類ごとに行われることになっており、2023年から開始される償還は、資金の種類が「緊急小口資金」と「総合支援資金 初回(1ヶ月目～3ヶ月目)」となります。「総合支援資金 延長(4ヶ月目～6ヶ月目)」と「総合支援資金 再貸付」については、2024年以降の償還となりますので、別途ご案内いたします。

※今回ご案内の対象は、以下の赤枠の範囲となります。

資金の種類	緊急小口資金	総合支援資金 初回 (1ヶ月目～3ヶ月目)	総合支援資金 延長 (4ヶ月目～6ヶ月目)	総合支援資金 再貸付
償還開始年	2023年(令和5年)	2023年(令和5年)	2024年(令和6年)	2025年(令和7年)

償還の開始にあたり、所定の手続きを実施して頂く必要がありますので、まずは償還の手続き案内【書類 2】をご確認下さい。

=====

本件に係るお問い合わせ先/書類送付先

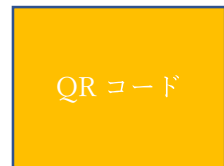
(コールセンター)

大阪府社会福祉協議会 大阪府コロナ特例貸付事務センター

電話番号：0570-xx-xxxx (受付時間：平日 9:00～17:00)

(コロナ特例貸付償還ポータルサイト)

<https://www.osakafusyakyō.or.jp/sikinbu/tokureiportal/>



(書類送付先)

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

〒542-0065 大阪市中央区中寺 1-1-54 大阪社会福祉指導センター内

大阪府コロナ特例貸付事務センター宛

=====

## 【アンケート】

借受人のみなさまの現在の就業状況等を把握することを目的に、以下のとおり借受人状況確認を実施いたします。ご記入は任意となりますが、何卒、ご協力のほどよろしくお願いいたします。回答内容は、統計的に処理され、特定の個人が識別できる情報として、公表されることはありません。また、回答内容は償還免除の可否を判断する材料とはなりません。

※以下、現在の借受人の状況を回答してください

<b>【設問①】国籍</b> ・いずれかひとつに☐	<input type="checkbox"/> 日本 <input type="checkbox"/> 日本以外
<b>【設問②】現在の職業（業種）等</b> ・いずれかひとつに☐ ・複数の事業を担っている場合等については、「最も従事している割合が多い職業（業種）」を選択	<input type="checkbox"/> 農業・林業・漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 交通・運輸業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・水道業 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 観光・宿泊業 <input type="checkbox"/> 金融・保険業 <input type="checkbox"/> 飲食・飲食関連サービス業 <input type="checkbox"/> 教育・学習支援業 <input type="checkbox"/> 医療 <input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業 <input type="checkbox"/> 娯楽・イベント業 <input type="checkbox"/> 公務 <input type="checkbox"/> サービス業(上記以外) <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 無職
<b>【設問③】現在の雇用形態</b> ・いずれかひとつに☐ ・上記で「無職」または「学生」を選んだ場合、回答不要	<input type="checkbox"/> 正社員(フルタイム) <input type="checkbox"/> 正社員(短時間) <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 日雇い <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 嘱託 <input type="checkbox"/> 派遣 <input type="checkbox"/> 自営・個人事業主 <input type="checkbox"/> その他
<b>【設問④】世帯について-1</b> ・「単身世帯」または「2人以上世帯」のいずれかひとつに☐ ・「2人以上世帯」の場合、矢印の下の設問についても該当する項目に☐ ・「子どもがいる世帯」とは、18歳未満の未婚の子供が属する世帯	<input type="checkbox"/> 単身世帯 <input type="checkbox"/> 2人以上世帯 <div style="text-align: center;">↓ (2人以上世帯の場合)</div> <hr/> <input type="checkbox"/> 夫婦のみの世帯 <input type="checkbox"/> 夫婦と未婚の子のみの世帯 <input type="checkbox"/> ひとり親と未婚の子のみの世帯 <input type="checkbox"/> それ以外 ※ひとり親と未婚の子のみの世帯・・・未婚、死別又は離別等により現に配偶者がいない親と、18歳未満の未婚の子供のみから構成されている世帯
<b>【設問⑤】世帯について-2</b> ・いずれかひとつに☐	<input type="checkbox"/> 高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 高齢者世帯ではない ※高齢者世帯・・・65歳以上の高齢者の属する世帯
<b>【設問⑥】世帯について-3</b> ・いずれかひとつに☐	<input type="checkbox"/> 障害者世帯 <input type="checkbox"/> 障害者世帯ではない ※障害者世帯・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、その他現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる者の属する世帯
<b>【設問⑦】現在の収入状況について</b> ・いずれかひとつに☐	<input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 <div style="text-align: center;">↓ (不十分と回答した場合)</div> <hr/> <input type="checkbox"/> 現在、収入はあるが生活に困窮している <input type="checkbox"/> 現在、収入がないが、今後、収入の見込みがある <input type="checkbox"/> 現在、収入がなく、今後も収入の見込みはない
<b>【設問⑧】収入の変化について</b> ・貸付を受ける前と比較し、現在の世帯の収入について、いずれかひとつに☐	<input type="checkbox"/> 増加した <input type="checkbox"/> 増減なし <input type="checkbox"/> 減少した
<b>【設問⑨】生活状況の変化について</b> ・貸付を受ける前と比較し、現在の世帯の生活状況について、いずれかひとつに☐	<input type="checkbox"/> 向上した <input type="checkbox"/> 変わらない <input type="checkbox"/> 低下した

## 【ご相談希望調査】

<生活相談等について>

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減ってしまい家計が苦しいなど、日々の生活のことで不安やお悩みをお持ちの場合、生活困窮者自立支援制度の相談窓口（自立相談支援機関）などにご相談いただくことができます。

自立相談支援機関では、日々の生活のこと、仕事のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。

ご相談を希望される場合は、以下にチェックを入れて下さい。また、具体的な相談内容等について記載してください。

記載いただいた情報は、相談支援の検討や実施等にあたり、お住まいの地域を担当する自立相談支援機関等の関係機関（者）※に提供させていただきますので、ご了承ください。状況により、自立相談支援機関からご連絡させていただくことがあります。

※自立相談支援機関、市区町村社会福祉協議会、福祉事務所など

### 今後、相談窓口での相談をしたい。

ご相談希望の有無や相談内容は、償還免除の可否を判断する材料とはなりません。

上記に☑を入られた方は、下記■相談内容のうち、該当するものに○をおつけください。

#### ■連絡先等

郵便番号			
住所			
ふりがな 氏名		生年月日	S・H 年 月 日 ( ) 歳
電話番号		メールアドレス	

#### ■相談内容

ご相談されたい内容に○をおつけください。複数ある場合は、一番お困りのことに◎をおつけください。					
<input type="checkbox"/>	現在、住むところがない	<input type="checkbox"/>	現在、食べるものがない	<input type="checkbox"/>	現在、収入がない
<input type="checkbox"/>	病気や健康、障がいのこと	<input type="checkbox"/>	(中長期的な)収入・生活費のこと	<input type="checkbox"/>	(住宅ローン以外の)債務について
<input type="checkbox"/>	家賃や住宅ローンの支払いのこと	<input type="checkbox"/>	税金や公共料金等の支払について	<input type="checkbox"/>	仕事探し、就職について
<input type="checkbox"/>	仕事上の不安やトラブル	<input type="checkbox"/>	地域との関係について	<input type="checkbox"/>	家族との関係について
<input type="checkbox"/>	子育てのこと	<input type="checkbox"/>	介護のこと	<input type="checkbox"/>	DV・虐待
<input type="checkbox"/>	ひきこもり・不登校	<input type="checkbox"/>	その他 ( )	<input type="checkbox"/>	
ご相談されたいことや配慮を希望されることを具体的に書いてください。					

■上記の相談内容等を関係機関（者）が情報共有することに同意します。

令和 年 月 日 本人署名 \_\_\_\_\_

## 論点整理（素案）に対する意見 ②

### （５）居住支援のあり方

#### 【論点】（居住支援全般）P36 ○ 4つ目

- 居住支援は、就労を含めた自立の基盤であり、全ての自治体で実施されることが重要であることから、一時生活支援事業や地域居住支援事業における支援、緊急的な一時支援を事業として再編した上で必須化すべきではないか。

また、小規模自治体においては、宿泊施設の確保が困難であることを踏まえ、居住支援全体として広域実施を推進する必要があるのではないか。

#### 【論点】（一時生活支援事業）P37 ○ 3つ目

- 一時生活支援事業について、住居の確保が生活再建の基盤であること、実施自治体と未実施自治体の公平性（未実施自治体からの流入）の問題があることを踏まえると、広域実施の推進や補助率の引き上げによる実施率の向上が必要ではないか。

特に、若年層や女性に支援が届くよう、支援や情報発信のあり方を検討すべきではないか。

#### 【論点】（地域居住支援事業）P37 ○ 5つ目

- 居住支援の強化を図るため、一時生活支援事業を実施していない自治体においても地域居住支援事業の実施を可能とし、長期的・継続的な見守り等の支援を強化するとともに、ホームレス状態や一時宿泊施設を経由せずとも地域居住支援事業において支援することを可能とするべきではないか。

### 《大阪府の取組み・意見》

- **大阪府では、府と福祉事務所設置自治体が広域による共同実施体制（大阪市は独自に実施）により、一時生活支援事業に取り組んでいる。ホームレスの有無に関わらず、全ての自治体において不安定居住者に対する支援の責任を果たすことができる仕組みとして機能。これにより、各自治体はより少ない財源で効率的に実施することが可能。**
- **ホームレスを含む、不安定居住者への緊急の支援は全ての自治体において取り組む体制が必要と認識。都道府県と福祉事務所設置自治体による、広域による共同実施体制を推進することにより、必須化に向けた議論が必要。**

#### [参考]

- 一時生活支援事業利用後の、地域における安定した生活を支えることも重要。  
府内福祉事務所設置自治体（大阪市を除く）では、一時生活支援事業利用者の居宅生活への移行や地域定着のための支援（居宅設定、各種契約手続、居宅生活における困りごと相談等）の一部を、自立相談支援事業の広域実施体制（ホームレス巡回相談）により実施している。

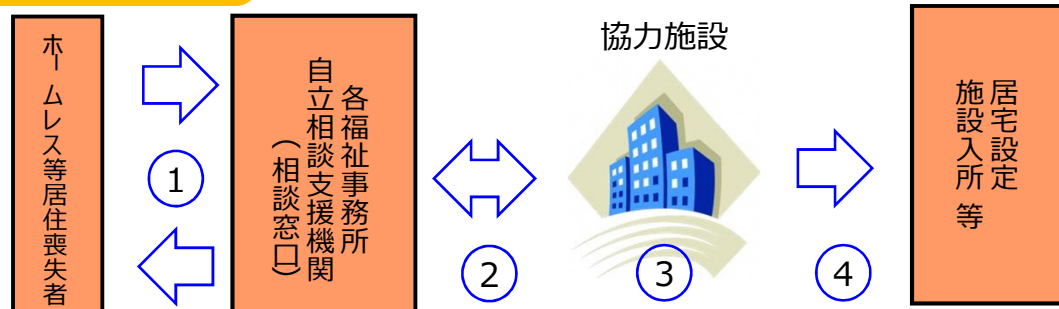
# 論点整理（素案）に対する意見 ②

【参考】大阪府における一時生活支援事業の実施スキーム等

## 1. 事業概要

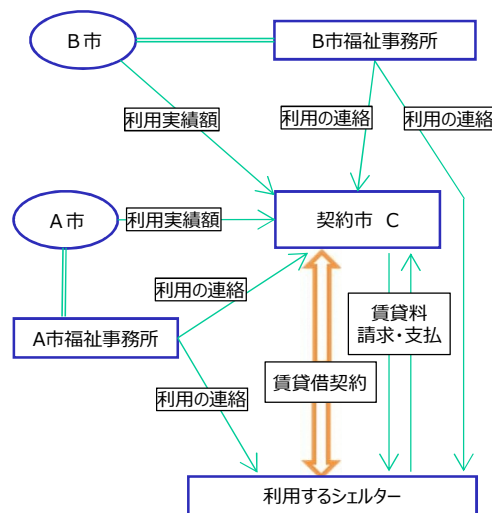
- 住居をもたない方、またはネットカフェ等の利用など不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供。
- 本府では、福祉事務所設置自治体（大阪市を除く）が、南・北大阪ブロックに分かれ、借り上げ型シェルター方式にて広域体制で実施。
- 利用期間中、相談者に生活保護相談、生活困窮者自立支援事業の就労支援、家計改善支援、居宅設定の支援等を行う。協力施設（借り上げ型シェルター）は、ホテル、旅館、救護施設等福祉施設等。

## 2. 事業内容



- ① 各自治体自立相談支援機関(ホームレス巡回相談指導事業を含む) または福祉事務所において相談受付。
- ② 一時生活支援事業協力施設の空室状況等を確認し、利用開始。
- ③ 次の居住地が確保されるまで相談者に生活困窮者自立支援や生活保護、居宅設定等相談支援。
- ④ 生活保護の適用、もしくは就労収入や年金収入の獲得による居宅設定、施設入所等により終了。

## 3. 事業費支払方法等



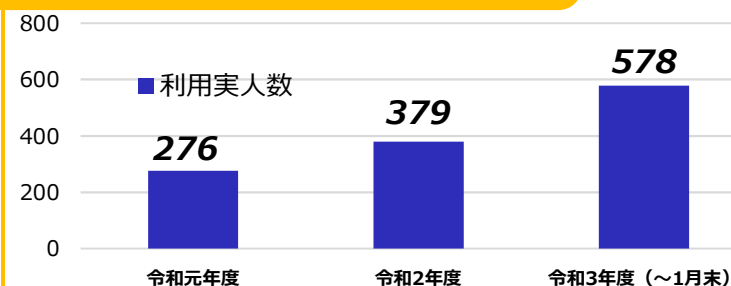
1. 各市町において、利用実績等を参考に必要額を予算計上。
2. 契約市はブロック内の市町村予算額の合計額を予算計上。また、ブロック内各協力施設と賃貸借契約し、毎月利用額を支払。
3. 各市町（契約市含む）は国へ国庫補助金協議。国より交付決定を受けた金額を概算払により当該年度内（令和3年度は令和3年3月末頃）に支払を受入。
4. 年度終了後、各市町は契約市に利用実績額を支払う。
5. 国から概算払で支払いを受けた金額のうち、未執行分は、実績報告を経て、国庫へ返還。

## 4. 契約施設数

南北共有	35施設
北大阪ブロック	10施設
南大阪ブロック	9施設
<b>合計</b>	<b>54施設</b>



## 5. 利用実人数の推移（南北ブロック合計）



## 第3回「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」提出資料

(2022.3.24/池田昌弘)

## 1 生活困窮者自立支援法の果たしてきた役割、課題と今後の方向性

～新型コロナウイルス感染症の影響や地域共生社会の推進を踏まえて～

## 2 個別論点

## (1) 生活困窮者自立支援のあり方

- 地域住民あるいは民生児童委員を含む住民自治組織等による取り組みの多くは、法の理念の「生活困窮者の自立と尊厳の確保」及び「生活困窮者自立支援を通じた地域づくり」という2つの目標の実現に資する内容となっている。その実践内容は法制度に縛られることなく、地域住民同士の分断を生まないよう、大らかに、しかし隣人としてのきめ細やかな配慮のなかで、つながりや居場所づくりなど、さまざまな地域づくりのための取り組みとなっている。住民活動の多くは、課題を直球で解決するといったかたちよりも、みんなが楽しく参加でき、自然なかたちでつながりを育み、孤立を生まない、個別の課題にも気づける、気にかけて合う地域づくりに取り組まれている。こうした住民との協働・連携もしっかり書き込む必要がないか。
- コロナ禍において、「集める（集められる）通いの場」の多くは自粛となった一方で、通いの場を推進する専門職もその多くは地域に出かけることを自粛した。そんななか、つながりが切れないように気にかけて、直接訪問しての声かけ、電話での会話、手紙の交換も含め、「自発的に“集まる”小さな通いの場」が、まさに住民主体で広がっている。誰もが参加でき、誰をも排除しない、地域みんなのつながりを育む「集める通いの場」もたいせつである一方で、日常的に気にかける相手がいる・気にかけてくれる人がいることの重要性に、コロナ禍で改めて気づいた地域住民や住民自治組織等も多い。地域住民等は、活動とも呼べないような日常の暮らしのなかで、気になる人や気にかかる人を気にかけている。なかには、つながりや居場所づくりを担い、関係者とも協働する地域もあるが、多くは気になる人や気にかかる人に気づきながらも、専門機関や専門職につなぐことができず、うまく支えられなかったという経験を持っていたりする。また、制度等の個別支援サービスの利用が、地域との関係を希薄にし、かえって孤立を支援してしまう恐れがあるということへの気づきも、地域にはある。こうした地域住民や住民自治組織等の活動支援や専門機関・専門職と協働して法の理念を実現することを、改めて強調できないか。

#### (5) 居住支援のあり方

- [p37] (緊急的な一時支援) 24 時間 365 日、属性や課題を問わず、福祉における緊急対応が可能な施設や支援が必要ではないか。←従来の分野別福祉とは対応に大きく違いがあるので、実施にあたっては、行政担当者や事業者向けの研修や実習等の機会も必要。

#### (8) 自立支援に関連する諸課題 (地域づくり・居場所づくり、関係機関との連携、身寄りのない方への支援)

- [p50] 「特に地方部において…福祉分野だけでなく、公民館やまちづくりなど他分野との連携・協働して、その支援を検討すべきではないか」← 地方部に限らなくてもいいのではないか。
- [p50] 「…法に基づく支援だけではなく…社会福祉法人、NPO法人等と連携して解決していく…」に、「民生児童委員、自治会、企業」等も加えたほうがいいのではないか。←すでに、生活支援体制整備事業における協議体等で、実績のある地域も存在する。
- [p51] 「ヤングケアラーなどの新たな課題とその支援者等は分断や排除を生まないよう…」で、たとえばヤングケアラーの課題はいずれ兄弟の高齢期の支援などにつながっているので、長期的な視野で関わることも想定するなど重要ではないか。
- [p51] 「…家族が持つ「機能」を社会化することが重要ではないか」と併せて、「地域(支え合い)の社会化」も同時に必要で、従前は地域の日中を支えてくれる、地場の商工業者や専業農家、無職の主婦が存在したが、現在は日中地域いるのは元気な高齢者が中心。こうした元気な高齢者に寄り添って活動できる有給職員の配置ができないか。←住民自治組織が住民を雇用して地域運営をされているところや、高知県単事業の「あつたかふれあいセンター」や「つながり支援員(令和2年度第2次補正予算を活用した地域におけるつながりづくりの取組)」のような存在。

#### (9) 支援を行う枠組み (人材育成のあり方、都道府県の役割、中間支援のあり方等)

- 地域づくりにおける研修では、専門職を中心としたものではなく、地域住民や住民自治組織等の関係者も一緒に参加して学ぶことに意味があるが、そうした視点での研修を組み立てられないか。



特例貸付免除基準に関する考察  
慶応義塾大学経済学部 駒村康平

1. 特例貸付について

一般に貸付・借入れ制度は、流動性制約（手持ち資金）に直面している世帯にとって、重要な機能を果たす。現在の支出をまかなうことができないために、借入れをして、次期で返済するということは一般的には人々の厚生を高めることになる。その代表的な例は、学資などである。高等教育を受けたいが、十分に収入がない場合、借入れをして、教育をうけ、次期に高等教育により増えた収入で返済するということは、一種の投資に例えることができる。（一般の貸付・借入れにおいては、担保や保証が求められる。）また同様に、現時点では収入が少ないが、次期には収入増が期待できる場合は、借入れをすることで、消費の平滑化をすること厚生を拡大することになる。

しかし、著しい困窮状態での借入れはこのような投資的な意味や所得の増加が期待できる場合と異なり、現在の最低生活を生きるために、借金をし、そして次期の返済しようとしても次期も貧困状態から脱していない場合は、次期の生活が成り立たなくなるため、上記のような一般的な貸付・借入れの説明は成立しない。

この点は、経済学的には以下のように説明できる。図1で示すように、1期（ウイズコロナ）のもとで、第1期の収入が大きく減少し、第2期（アフターコロナ）の収入が一定以上の期待できる場合、特例貸付は人々の厚生を拡大する（A点からB点）。しかし、第2期の収入が予想以上に低い場合（あるいは特例貸付を利用した世帯の収入が想定より低い場合）、その収入から返済をすると「第2期の支出は生存権を下回る水準まで低下する」ことになる。（A点からC点）この場合、「借りたものは返済すべき」といった単純な議論をしてはいけない。<sup>1</sup>

2. 特例貸付の返済免除の基準について

では、どの収入基準から返済を猶予するべきなのか。特例貸付の返済免除基準として、住民税非課税世帯の有無が適当かは議論がある<sup>2</sup>。たしかに住民税非課税世帯は、税制上

---

<sup>1</sup> 返済免除については、当然ながらモラルハザードに関する議論もあると思うが、これは政府の特例貸付の政策目標や制度設計に関わる議論となるので、ここでは考察の対象としない。なお特例貸付は、緊急時の対応であり、その評価にあたっては「後知恵バイアス」を慎む必要がある。

<sup>2</sup> 令和5年1月から開始される償還については、厚労省は①償還開始の据置期間の延長とともに、②償還開始時の償還免除の判定、③償還期間中における償還困難者への免除の適用等、についてきめ細かい対応を用意している。そのうち②の「償還開始時の償還免除の判定」は、「借受人及び世帯主が住民税非課税である場合は償還免除を行うとしつつ、やむを得ない事情がある場合は、借受人のみ住民税非課税であれば足りる」、としている。

は貧困線の一つといえるが、いわゆる低所得者の基準は公的制度には他にも多数ある。国民年金・健康保険の様々な低所得者配慮、高額療養費制度、高額介護サービス等境界層措置、生活困窮者自立支援法・住宅確保給付金対象者など様々である。そのうち、社会保障制度における重要な貧困線・低所得者水準としては、生活保護制度の生活扶助基準（扶助の居宅 1, 2 を中心）と生活保護基準（扶助基準に住宅扶助などを考慮したもの）がある。

住民税非課税該当世帯と生活保護基準未満世帯と生活扶助基準未満世帯は、それぞれ計算方式が異なるが、その目安の大小関係は、一般的には、生活扶助基準<住民税非課税基準<生活保護基準となる。

生活保護基準は当然ながら生存権を守る基準であり、この基準を下回る消費生活しかできないということを許容していいのかという問題になる。

### 3. 複数の基準で考える特例貸付の免除水準の影響

国民生活基礎調査では住民税非課税世帯の割合は 20%程度という推計もある。しかし、税制上、控除される所得（税制上の優遇）が年齢によって異なり、高齢者のほうが有利という推計もあり、年齢別の非課税世帯率は明らかではない。

他方、全国消費実態調査（2009 年）データを使った田中論文によると、現役世代の非課税世帯の割合は 5-13%とされる。（図 2）

特例貸付を受けた所得層がどの程度かは不明であるため、特例貸付対象者にしめる非課税世帯率は不明である。仮に、生活保護基準を免除条件とした場合、特例貸付の返済免除の割合は、5-25%となり、現役のほとんどの年齢層で非課税世帯基準より増加する。また渡辺・四方論文は、母子世帯について、生活保護基準を適用した貧困率を推計しており、70%が該当するとしている。このことから生活保護基準を特例貸付返済免除基準にすると母子世帯の大半は返済免除になると見込まれる。（図 3）

---

また③の償還開始時に償還免除の要件を満たさず償還に入った償還期間中における償還困難者への償還免除の適用については、1) 償還開始以降に借受人及び世帯主が住民税非課税となった場合は、申請に基づいて残債を一括して免除する、2) 死亡や失踪宣告、生活保護の受給、重度障害者の認定、自己破産等の一定要件を満たさず場合は、申請又は職権に基づいて残債の全部又は一部を免除する、とする。

このほか相続人への職権免除、都道府県社協による職権免除（自己破産、個人再生、12か月以上の償還が遅延している借受人について、償還指導を実施した上でなお償還の見込みがない場合、償還期限到来後2か年連続して、借受人及び世帯主の住民税が非課税である場合（均等割が非課税であること）等がある。

#### 4. 生活保護基準未満（中位等価可処分所得未満）の子育て世帯の生活実態

図4は、内閣府政策統括官（政策調整担当）（2021）「令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書」による新型コロナが家計収入に与えた影響の分析である<sup>3</sup>。親の所得階層を中央値より上の層、中央値の2分の1以上、中央値未満層、中央値の2分の1未満層に分けて分析している。なお、中央値の2分の1未満は統計的には貧困層とされ、さらに生活保護基準未満世帯に近似している。

家計収入が「減った」の割合は、「中央値以上」の世帯では24.0%、「中央値の2分の1以上中央値未満」の世帯では39.6%、「中央値の2分の1未満」の世帯では47.4%となっている。世帯の状況別にみると、「減った」の割合は、「ふたり親世帯」では32.4%、「ひとり親世帯」全体では34.9%、「母子世帯」のみでは35.3%となっている。

図5は、同じく「生活に必要な支出の変化」についての回答である。等価世帯収入の水準別にみると、「増えた」の割合は、「中央値以上」の世帯では35.3%、「中央値の2分の1以上中央値未満」の世帯では48.7%、「中央値の2分の1未満」の世帯では63.4%となっている。世帯の状況別にみると、「増えた」の割合は、「ふたり親世帯」では41.6%、「ひとり親世帯」全体では58.5%、「母子世帯」のみでは60.1%となっている。

このように貧困世帯、ひとり世帯ほど、収入は減少し、支出が増加していることがわかる。この結果、基本的な生活費の支出に影響を与えている。

図6は、「お金が足りなくて、必要な食料や衣服を買えないこと」について、等価世帯収入の水準別で見ると、「増えた」の割合は、「中央値以上」の世帯では2.7%、「中央値の2分の1以上中央値未満」の世帯では14.8%、「中央値の2分の1未満」の世帯では29.8%となっている。世帯の状況別にみると、「増えた」の割合は、「ふたり親世帯」では8.8%、「ひとり親世帯」全体では23.1%、「母子世帯」のみでは24.3%となっている。

#### 5. 生活保護基準を下回る世帯に返済を求めるべきか

特例貸付は、緊急対応として行われ、結果的には生活保護受給者の急増を防いだ可能性もある（図1のAからBのシフト）<sup>4</sup>。しかし、実際には生活保護を受給してもおかしくない所得層の世帯が特例貸付を利用している可能性（A点からC点）もある。こうした世帯からの返済は、生活保護基準以下（BからCへのシフト）に生活を押し下げることになる。

よって、特定貸付は、政府の定めた住民税非課税基準に加え、当該世帯に生活保護基準を当てはめた場合の基準を計算し、いずれか有利な方を適用するべきではないだろうか。また

---

<sup>3</sup> 質問の内容は、「あなたのご家庭の現在の生活（「世帯全体の収入の変化」と「生活に必要な支出の変化」、「お金が足りなくて、必要な食料や衣服を買えないこと」等）は、新型コロナウイルス感染症の拡大により学校が休校する前（2020年2月以前）から比べて、どのように変わりましたか。

<sup>4</sup> この点の評価はここでは行わない。

多くの母子世帯は返済免除対象になるのではないかと考える。<sup>5</sup>

図1 特例貸付の概念図

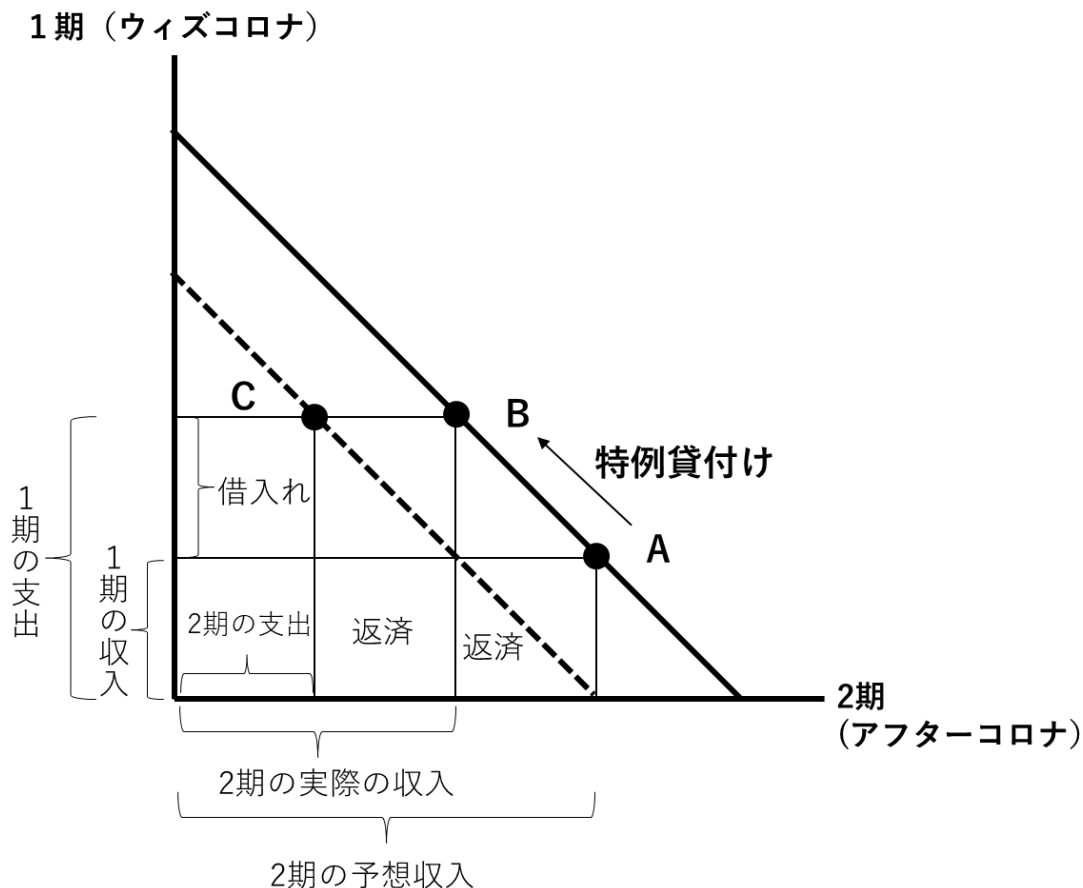


図2 年齢別住民税非課税世帯と生活扶助・生活保護基準未満世帯割合  
出典：田中論文

<sup>5</sup> きめ細かい対応になるほど現場の負担は増大する。実際の業務においては、生活保護基準の簡易適用のプログラムを返済免除の窓口に配布するなどの対応が必要であろう。あるいは、より生活保護水準と同水準の実務的により簡易的に計算できる水準の設定なども検討すべきであろう。このほか自治体との所得・税情報の共有なども検討すべきである。

図3 非課税世帯率と要保護世帯率の比較（世帯主年齢別，2009）

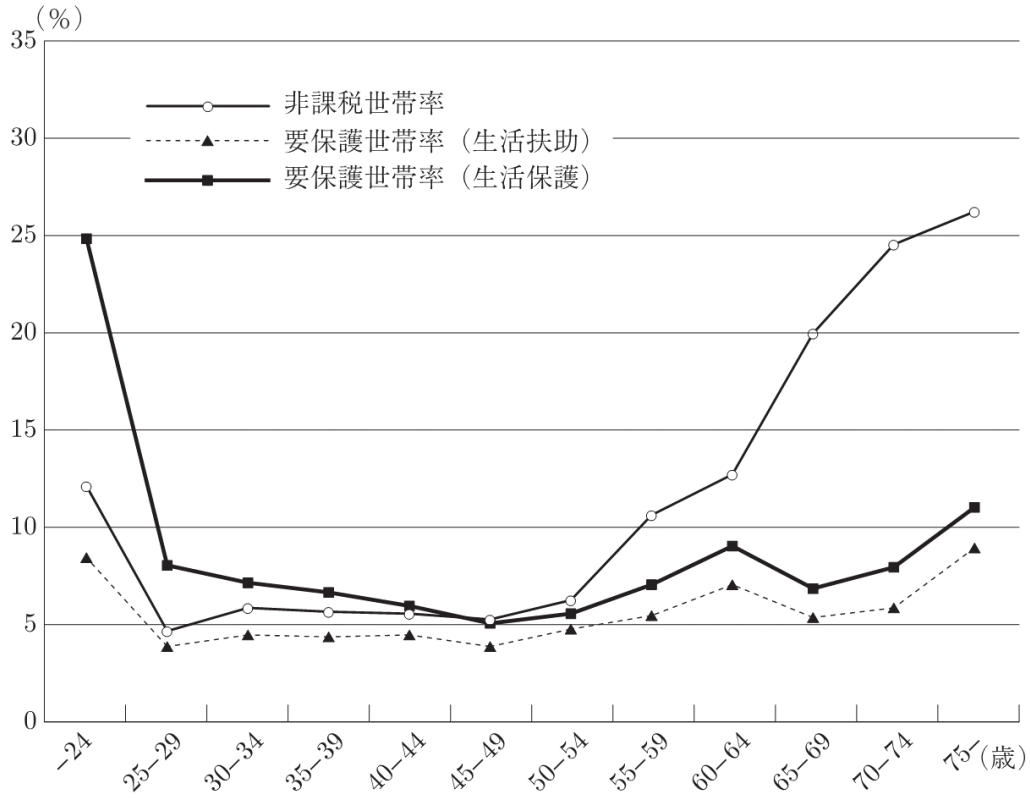
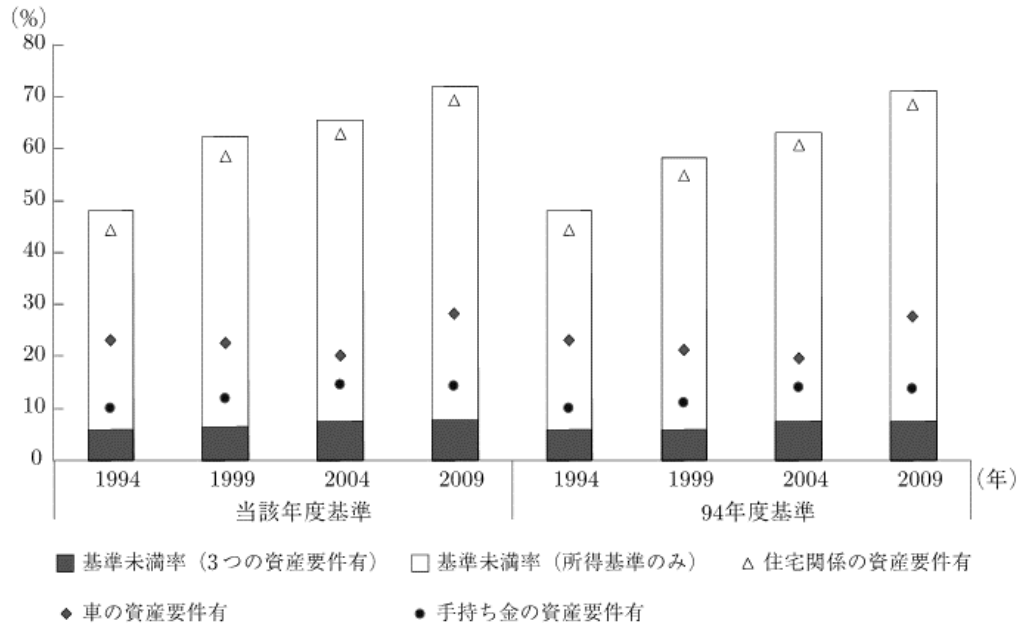


図3 母子世帯の生活保護基準未満世帯割合

図4 母子世帯の基準未満率の変動



出所：図3に同じ。

出典： 渡辺・四方論文

図4 収入への影響 (出典：内閣府)

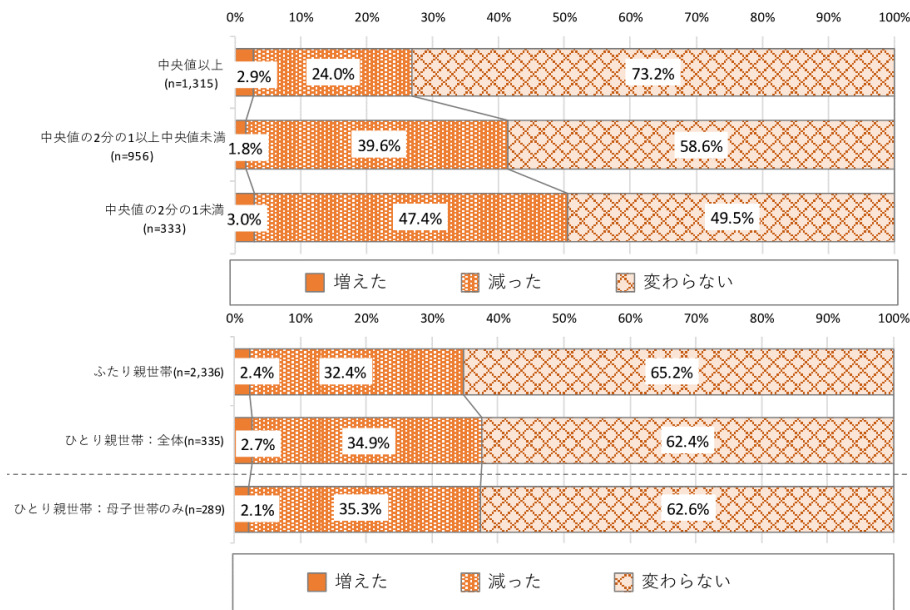


図5 支出の影響 (出典：内閣府)

図 2-3-1-4 新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けたことの内容  
(生活に必要な支出の変化)

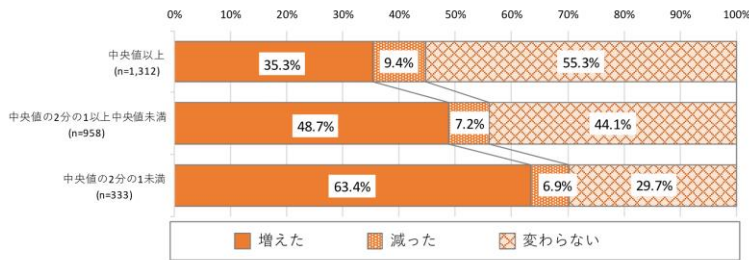


図 2-3-1-5 等価世帯収入の水準別、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けたことの内容 (生活に必要な支出の変化)

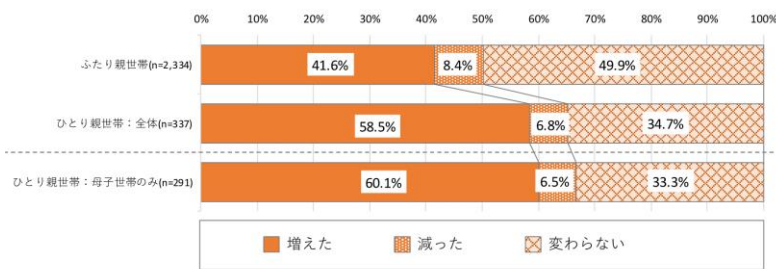


図 2-3-1-6 世帯の状況別、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けたことの内容 (生活に必要な支出の変化)

図 6 基本的な支出への影響 (出典：内閣府)



図 2-3-1-7 新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けたことの内容  
(お金が足りなくて、必要な食料や衣服を買えないこと)

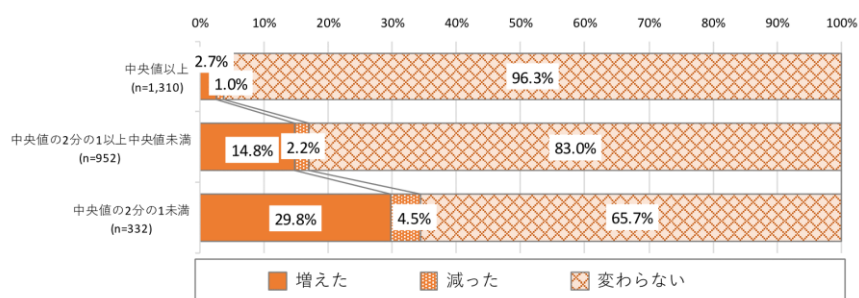


図 2-3-1-8 等価世帯収入の水準別、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けたことの内容 (お金が足りなくて、必要な食料や衣服を買えないこと)

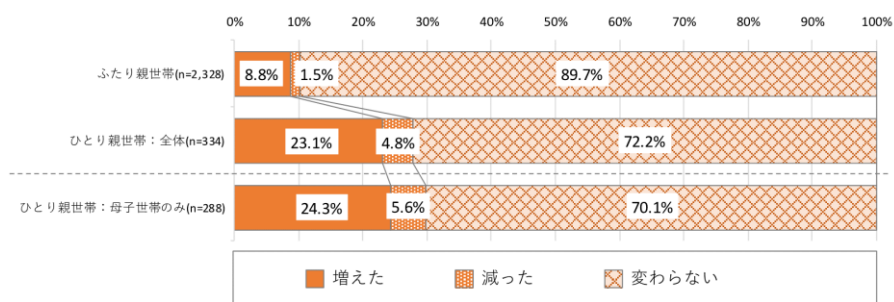


図 2-3-1-9 世帯の状況別、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けたことの内容 (お金が足りなくて、必要な食料や衣服を買えないこと)

#### 参考文献

田中聡一郎 (2013) 「市町村民税非課税世帯の推計と低所得者対策」『三田学会雑誌』105(4), 577(55)-600(78).

渡辺久里子・四方理人 (2019) 「所得・資産を用いた生活保護基準未満世帯の推移」『三田学会雑誌』111(4), 463-485.

令和3年度生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会  
提出資料

野洲市役所市民部次長 生水裕美

■5頁「各事業の在り方に関するもの」について

この項目に『支援会議の効果的な活用について』を加えていただければと思います。16頁の3つ目の○に支援会議について記載がありますが、生活困窮者自立支援法における支援会議は、自立相談支援のみならず、家計改善や就労準備の事業等でも情報共有は必要となることと、6割の自治体で必要性や人員不足等の理由から未設置とあること、そして、改正社会福祉法にも「支援会議」が設置され、重層的支援会議も含め、それぞれの活用方法についての検討が必要ではないかと思います。

■10頁「法の理念やあり方」について

1つ目○の定義の検討についてですが、実際の相談現場では、ひきこもり支援やゴミ屋敷、身寄り問題等の孤立孤独の問題に対応しているのが現状です。こうした支援の状況を踏まえると、制度の創設時に立ち返って、「社会的孤立」の文言を盛り込むことなど、経済的困窮にしばられない定義の見直しが必要ではないかと思います。

■10頁「コロナ禍での対応を踏まえた法のあり方」について

6つ目○について、コロナ禍で特例的な対応としては、生活困窮者支援制度において、初めての生活費としての給付金である「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」も加える必要があるのではないかと思います。

■18頁「基本的な考え方、新型コロナウイルス感染症の影響とその対応」について

2つ目○に、「商工部門の経営相談等との連携も活用したほうが効果的な支援ができるのではないかとありますが、例えば、個人事業主等が、金融機関に貸付申込をするために必要なセーフティーネット保証制度については、売り上げ減少の認定を自治体の商工部局で行う必要があります。野洲市商工観光課では相談累計697件となっています。こうした制度をコロナ禍当初、野洲市の困窮窓口でも把握できてなくて適切につなぐことが出来ず、すぐに商工部局と連携強化した反省があります。商工部局につながないと、貸付を受けることが出来ませんので、「連携も活用したほうが」というのは、すでに連携体制が出来ている設定と

なっているのと、経営相談ならば、自治体の商工部局ではなく、地域の商工会での実施が多いので、ここは、「自治体の商工部局や地域の商工会と密な連携を図り、支援策や経営相談等の役割分担することで効果的な支援ができるのではないか」、というような表現のほうが現状に合っているのではないかと思います。

#### ■ 25頁「就労準備支援事業」について

就労準備支援事業において、利用者に対する交通費の支給が可能となれば、活用できる場も広がりますので、交通費支給について、追記いただければと思います。

#### ■ 31頁「生活福祉資金貸付との連携」について

2つ目〇の特例貸付との連携において、補足ですが、自立支援金については、社会福祉協議会から特例貸付利用者の情報提供を受けて、プッシュ型で対象者に申請書を送っています。また非課税等10万円給付金は、非課税対象世帯にプッシュ式で申請書を送付しています。来年1月から特例貸付の償還開始が始まりますが、非課税情報を元にプッシュ式で償還免除の申請書を送れるような仕組みの検討が必要ではないかと思います。

#### ■ 37頁「一時生活支援事業」について

2つ目〇の広域実施の推進について賛成です。野洲市では、一時生活支援事業を実施しておらず、住居を失った方に対しては、生活保護決定をし、滋賀県内4か所ある救護施設にお願いし、その後の就労や住居確保の支援を行っています。この場合、生活保護費は県費負担となります。対応実績としては令和2年度2人、令和3年度2人です。また、隣の守山市も、令和2年度4人、令和3年度1人と同じく少ない件数となっています。少なくともニーズがあるのは事実なのですが、小規模の自治体が単独で一時生活支援事業を実施するには、対象者が少ないため事業運営が難しく、広域で実施するにも自治体間の調整が難しいので、実施することが出来ないのが現状です。

そこで、都道府県が一時生活支援事業を直接実施できるように予算措置することで、例えば、県が、福祉圏域ごとに一時生活支援事業の拠点をつくり、その拠点を市町自治体が活用して、対象者の自立支援を行う、といった、県と市町の役割分担、協働によって事業実施ができるような仕組みになれば、未実施自治体の公平性の問題にも対応できるかと思います。併せて、衣食住の拠点に相談員の配置が必須となりますので、一時生活支援事業において人件費の予算措置が必要だと思います。よって、広域実施の推進には、都道府県が直接実施することができる手法も加えるなど、多様な実施体制の検討が必要だと思います。

### ■38頁「住居確保給付金」について

3つ目〇で、求職活動要件の見直しが挙げられていますが、個人事業主以外の方についても、多様な働き方を踏まえ、常用就職の規定等の見直しが必要ではないかと思えます。

4つ目〇に収入算定があげられていますが、併せて、住居確保給付金の収入要件が低すぎるため、救済できない方が多くありました。この収入要件の金額の見直しも必要ではないかと思えます。

### ■41 項「学習支援事業」について

1つ目〇に、学校等の教育機関との連携、が挙げられていますが、野洲市で実施する学習支援事業に参加した不登校生徒については、登校としてカウントされる取り決めを中学校としており、不登校生徒の支援として役立っています。こうした学習支援事業の場を登校とみなす取り扱いについて、もっと積極的に推進することが教育機関との連携強化に必要ではないかと思えます。

### ■44 頁「生活保護制度との連携のあり方」について

4つ目〇に、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の生活保護との一体的な支援が挙げられていますが、自治体では会計検査院等から国庫補助金等の目的外使用との指摘を避けるために、生活保護受給者と生活困窮者を明確に分けて支援しなければならないなどの事務負担が生じるところから、対象者を一体的に支援できるように、財源を一つの財布にするなどが必要だと思えますので、ここも検討いただきたいと思えます。

### ■47 頁「生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の一体的な支援のあり方について

「両制度間での切れ目のない一体的な支援の実現」とありますが、切れ目がないだけでなく、もっと踏み込んで、「重なり合う支援の実現」が必要ではないか、と思えます。現行の生活困窮者自立支援法では、生活保護受給者は対象外となっているため、自立相談支援事業で関わると、会計検査院の指摘を受けることとなります。生活保護につないだら、あとはケースワーカーの領域となるので、自立相談支援が手出しできない現状では、生活困窮と生活保護の溝は埋まらないと思うのです。「切れ目のない支援」だけでは、この溝は埋まらず、そこで、ケースワークについては、生活困窮と生活保護が一緒に関わることが可能となる「重なり合う支援」が求められるのではないかと思うので、もっと踏み込んだ文言で記載いただきたいと思えます。

■50 頁「関係機関・関係分野との連携」について

地域に存在する既存の社会資源の見直しにおいて、地域の見守り活動等に尽力いただいている、民生委員児童委員を具体的に入れていただきたいと思います。民生委員児童委員のなり手不足等、待遇改善含めた制度の抜本の見直しが必要だと思えます。

以上

# 第3回生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理のための検討会資料

令和4年3月24日

NPO法人ワンファミリー仙台理事長  
一般社団法人パーソナルサポートセンター業務執行常務理事

立岡学

○P 2 5 の認定就労訓練事業や就労準備支援事業のところ。

認定就労訓練事業や就労準備支援事業における就労体験のように働く場を活用した就労支援の利用を進めるためには、支援プログラムの内容や訓練効果、次のキャリアステップにおける有効性といった点を定義し、そうしたプログラムを活用した相談支援に関してガイダンスとモニタリングが必要ではないか。また、**就労準備支援事業と認定就労訓練事業の利用者の移動と**就労体験先への移動**について**、経済的に困難な利用者への**交通費**支援を検討すべきではないか。

○P 2 7 の特開金のところ。

特定求職者雇用開発助成金（生保雇用開発コース）について、利用しやすいような工夫が必要ではないか。また、事業者が自立相談支援事業における就労支援や就労準備支援事業において実施された就労体験等の参加者、認定就労訓練事業として受け入れた支援対象者を雇用する場合、受入実績が原因で助成金を受けられない場合があることから、**困窮者等の受け入れに前向き且つ協力的な地場の中小企業等を応援することも含め、特開金を使えることを前提にした**要件をわかりやすく周知する必要があるのではないか。

○P 3 5 のなお、一時生活支援事業のところ。

なお、一時生活支援事業の実施に当たっては、無料低額宿泊所等を活用した事例や、複数不地帯が協働で実施した事例もあり、特に小規模な自治体や地域の社会資源が限られている自治体においては、こうした方法も有効であると考え

→**一時生活支援事業の広域実施は必要なことだが、「遠方のところに行きたくない」という当事者もいることから、未実施自治体は、行旅人扱いで一時生活支援事業の実施自治体に行くことを促すことがない様に、救護施設、日常生活支援住居施設、無料低額宿泊所等の保護施設の積極的に活用することを国が働きかけることが必要なのではないか。**



○P57の人材養成研修についてのところ。

人材養成研修について、国が実施する前期研修と都道府県が実施する後期研修の役割を明確化し、都道府県に対して周知すべきではないか。その上で、法の理念等の制度の基盤となる内容については、今後も**国が責任をもって実施するとともに、5年に1回は原点にかえる視点から国の研修を受講できる様にすべきではないか。**

○P60の法の中で被災者の孤独・孤立のところ。法の中で被災者の孤独・孤立を防止し、継続してサポートしていくことが重要ではないか。また、自立相談支援窓口が被災者の状況に寄り添った支援ができるよう、大規模、中規模、小規模といった災害規模に合わせた具体的な支援体制を平時から構築すべきではないか。

**また、今後、南海トラフ地震や首都直下地震等が起こる可能性が高いことを考えると、特に大規模災害では広域避難の被災者が必ず発生するも、被災自治体は広域避難住民の支援をきめ細やかにすすめることが難しいことから、住民ではないけれども広域避難者の支援を自立相談支援機関が担える様な支援内容や支援メニューを整備するとともに、被災自治体や被災自治体の自立相談支援機関との連携の在り方等を検討する必要があるのではないか。**

## 第3回生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会

「論点整理(案)」、主に就労支援に関連して(発言メモ)

A'ワーク創造館 西岡正次

「論点整理(案)」において主な論点は出されていると思います。就労支援においては、コロナ禍で判明した新たな相談者像に関連する相談支援の強化、従来からの懸案課題への対策が急務だと思います。低所得・不安定就労・自営等のキャリア形成途上等、言い換えれば「働きながら」より良い「一般就労」等を準備する層の潜在的リスクが浮き彫りになりました。法の理念を踏まえるなら、改めて次のような課題に対する具体的取組みを期待します。「自立相談支援機関における適切な就労相談」「就労準備支援の効果的展開」「就労訓練事業の普及」「無料職業紹介の活用」「労働行政分野の施策との連携強化」、それらの推進を支える中間支援の整備(人材、庁内外連携の合意形成、研修等)などです。共通するテーマは必要な活動・事業や仕組みを地域でいかに実装するのか、その効果的なサポートの展開にあると思います。

### 1. 特定求職者雇用開発助成金(特開金)を活用した就労支援について(27 ページ)

別紙1参照

労働行政領域の雇用開発(雇い入れ)支援策との連携は、効果的な就労支援のための重要なツールになると思います。しかし、ツールをうまく使いこなすためには、自治体やその現場へのサポートが問われています。検討会等では「辞めなくていい(望まない離転職をしなくていい)」支援が指摘されていましたが、次のような対策を検討してはどうでしょうか。

#### ◆特定求職者雇用開発助成金や一般トライアル雇用助成金などを活用した支援に関する推進策

○就労訓練アドバイザー等(後述)の役割・機能を整理し、現地演習を含めた養成研修の実施 ○同アドバイザー設置に伴い、当該自治体の関係部署・団体を対象にした就労支援ワークショップや研修の実施

#### ◆自治体(自治体と連携する支援団体を含む)の「無料職業紹介の活用」に対する支援策の実施(27 ページ)

○無料職業紹介の活用は推奨されていますが、まだ手続きを終えただけで活用に至っていない団体が多い。就労支援としての職業紹介の進め方や仕組みづくりに関する研修等の実施 ○上記アドバイザー等による支援の実施 など

#### ◆自治体の「無料職業紹介の活用」等を通じた協力事業所・企業との関係拡充に向けた支援(27 ページ)

体験や就労訓練、特開金を活用した雇用開発、支援ニーズにあった求人の開発やアレンジなど、いずれも事業所等との継続した関係づくりが欠かせません。継続した関係づくりや多様な人材に対応した職場環境整備等の事業所支援が、他の職業紹介機関・団体の活動との違いであり、「就労支援としての無料職業紹介」の重要な目的だと思います。そして、形成された協力事業所や登録事業所群の存在は、障害や高齢、ひとり親等の対象別・分野別就労支援に共通する懸案課題の解決、「働く場を利用した」多様な支援プログラムの整備といった成をもたらし、法の理念や地域共生社会の実現につながります。 別紙1参照

○事業所・企業との関係づくりを担う人材としては就労訓練アドバイザーや就労支援員等があるが、事業所開拓や求人受付のほか、◎支援対象像の特性や課題に対応した仕事や働き方、職場環境等を見極め、支援プログラムに仕立てる ◎体験や就労訓練、雇用等を契機にした事業所・企業へのサポート ◎事業所間の交流や連携の仕組みづくりなど、必要な役割や機能の整備と養成研修を実施する ○関係する分野・部署が共同で取り組む(施策や事業の共同開発・投資、運営等)

#### ◆労働行政領域の雇用開発(雇い入れ)支援策等との一層の連携強化

従来の「一体的実施」のほか、継続した就労支援やキャリア形成支援を念頭に、特開金の活用、さらに職

業訓練を活用した就労支援の推進に引き続き期待します。厚生行政領域と労働行政領域の事業所・企業へのアプローチの考え方や目的は異なることに留意して進めてほしい。

## 2. 「求職者支援訓練を活用した就労支援」の推進について(26ページ～)

産業のデジタル化などを背景に、仕事や働き方が大きく変化しています。「一般就労に向けた準備をする」支援あるいは「働きながら、次のキャリアステップを準備する」支援において、職業訓練が欠かせないものとなっています。指摘されている訓練内容の改善のほか、◎自立相談支援機関等における「訓練の活用」に関するていねいな相談支援、◎受講の決定における決定機関と自立相談支援機関と連携の推進、◎就労準備支援等を利用した受講中の支援(訓練給付だけでなく、仲間づくりなどの精神的な支援を含め)などの推進策を進めてはどうでしょうか。

## 3. 「就労準備支援事業の必須化」等の就労支援の機能強化にかかわって(25ページ～)

コロナ禍による「新たな相談者像」として指摘された「非正規雇用労働者やフリーランス、個人事業主等」は、多くがキャリアの模索・形成途上にあって今回その中断を余儀なくされました。翻って、これまで彼らが気軽に就労やキャリア形成について相談する窓口が地域にあったでしょうか。法の理念を踏まえるなら、自立相談支援機関や就労準備支援事業所、無料職業紹介所は「就労の状況」リスクに対応し得る身近な相談窓口として、目的意識的な役割を發揮してほしいと思います。現状は、その名称(看板)を見ても、「仕事」「就労」などの表現が使われているところは少なく、無料職業紹介所も市民に明示しているところは少ないと思います。就労準備支援事業の必須化をはじめ就労支援の機能強化を進めるにあたっては、これら相談窓口が気軽に利用できるようにわかりやすい名称(看板)を明示すべきだと思います。

## 4. 「就労支援の機能強化」について

別紙2参照

上記のとおり、法を踏まえた「就労支援の機能強化」を図ることは、従来の対象別・年代別等に展開されてきた就労支援に共通する懸案課題を解決することにつながります。したがって、自治体の担当部署や自立相談支援機関等の関係者が多様な地域連携による就労支援をリードするとともに、当面、重層的支援整備において、地域づくりや参加支援等の中で「就労支援の機能強化」の実装化を推進することを期待します。

また就労準備支援や就労訓練、多様な「一般就労」の開発などの支援プログラムの拡充等と並行して、自立相談支援機関等における就労相談の改善を望みたいと思います。就労相談は、課題や原因を探す・特定することではなく、相談者の「できる」を増やす、行動を通じた覚知や目的意識的な能力開発等を支援するといった側面が重視されます。そのためには、相談者に対する支持的な対話への配慮、対話を可能にする仕事や働き方、多様な支援プログラム等の情報や活用ガイドの提供は欠かせません。改めて就労相談の進め方、適性検査等の活用などを含む相談スキルの向上を進めてほしいと思います。

○自治体、地域における就労支援の関係者が機能強化にかかる目標や取組みを共有するための場・機会の推進 ○自立相談支援機関だけでなく、多様な相談窓口において就労支援ニーズを感知し相談支援を適切に案内できるよう幅広い関係者への研修の実施 ○就労ニーズの把握、アセスメントの改善。就労面に特化した帳票や相談の進め方の整備

# 1 「働く場を利用した」就労支援と「特開金」の活用

## (1) 「就労困難者」に対する支援の進展

厚生行政の領域では、福祉等のサービス提供とともに、障害者や高齢者、ひとり親、ニートやひきこもり、生活困窮者などの就労困難者に対して、就労の個別相談のほか就労準備支援(仕事見学や体験等)や就労訓練などの支援策を拡充しています。(社会・援護局生活困窮者自立支援室など)⇒4ページ  
中でも、自治体が事業所・企業との連携をベースに、支援プランによる体験等を行った相談者が、自治体等の無料職業紹介によって一般就労(雇用保険対象)を実現した場合、雇用した事業主に特定求職者雇用を開発したとして助成金が支給されます。就労支援と連携する事業所支援の1つです。

(⇒事務連絡「雇用関係助成金の見直しについて」厚労省生活困窮者自立支援室H31.4)

生活困窮者自立支援制度で推奨されている「無料職業紹介の活用」による就労支援の1つです。

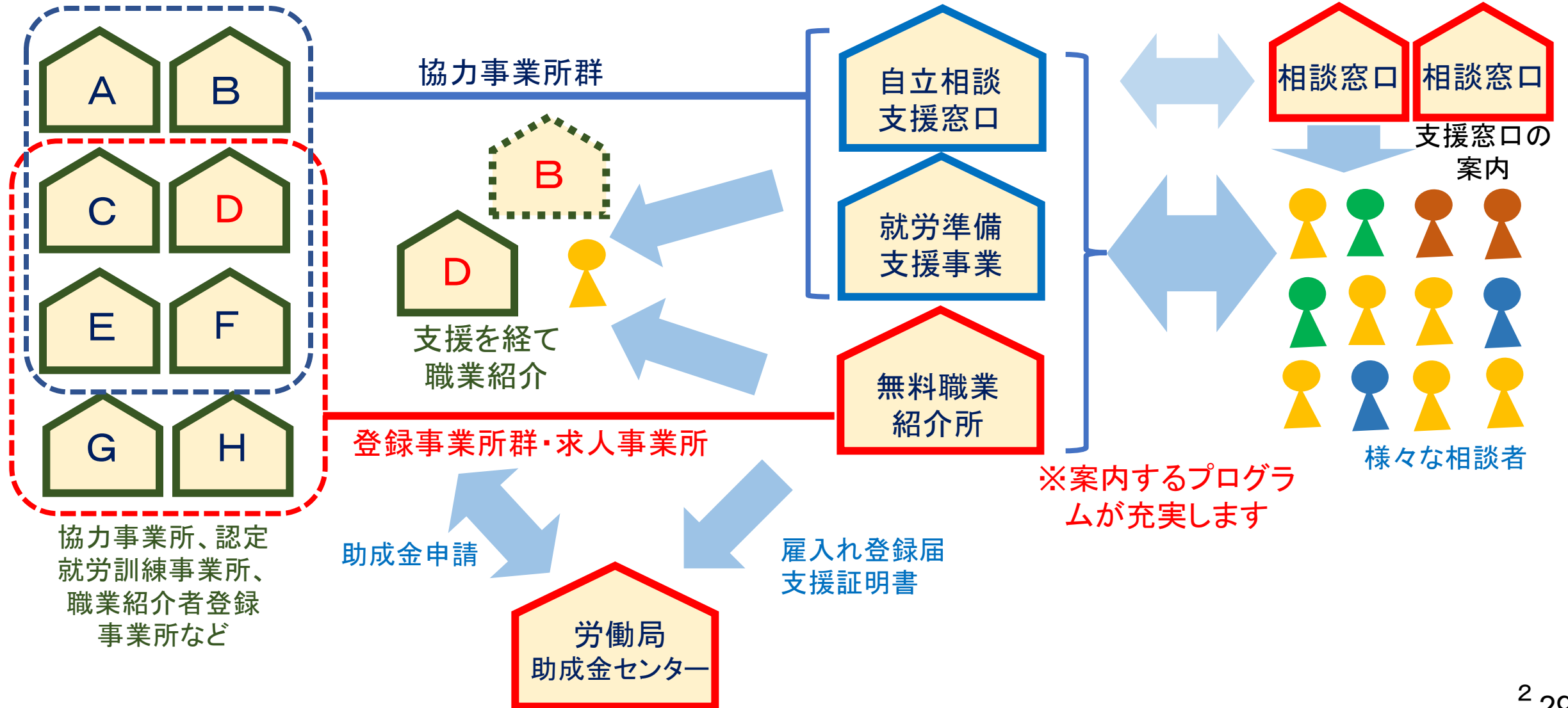
## (2) 特定求職者(=就労困難者)の雇い入れ企業等に対する支援の進展

労働行政の領域では、障害者や高齢者、ひとり親等の就職困難者を特定求職者とし、その雇用を進める事業主に対して、特定求職者雇用開発助成金や一般トライアル雇用助成金などによる支援策を拡充しています。(職業安定局人材開発統括官など) ⇒6ページ

中でも、自治体の支援(①支援プランによる就労支援 ②無料職業紹介の活用)を利用した就労困難者(生活困窮者等)を雇い入れる事業主に対する、特定求職者雇用開発助成金や一般トライアル雇用助成金の支給が追加されました。これによって、自治体等による支援と企業等による「雇い入れ」を組み合わせ、新たな就労支援(働く場での人材開発)が可能になっています。

# 図 「働く場を利用した」就労支援と「特開金」活用のしくみ

「特開金」の活用という事業主支援は、協力事業所や就労訓練事業所、登録事業所などとの関係づくり、特にケースを通じた仕事や働き方、環境整備等に対するサポートがベースとなっており、更に連携を強化する契機ともなる。



### (3) 就労支援の新たな可能性の伸ばすために

厚生行政領域の就労支援策と、労働行政領域の雇用開発(雇い入れ)支援策の連携は、より効果的な就労支援のための重要なツール(武器)になると思います。しかし、ツールをうまく使いこなすためには、自治体やその現場へのサポート施策が問われています。

「辞めなくていい(望まない離転職をしなくていい)」就労支援に向けて、当面の課題を整理しました。

- ① 特定求職者雇用開発助成金や一般トライアル雇用助成金などを活用した支援を推進する人材養成(厚生行政分野における研修等の強化)
- ② 自治体(自治体と連携する支援団体を含む)の「無料職業紹介の活用」に対する支援策の充実(厚生行政を通じた自治体等への推奨は進んでいるが、まだ手続きだけで活用に至っていない団体が多い)
- ③ 自治体の「無料職業紹介の活用」等を通じた協力事業所・企業の拡大に向けた支援(事業所・企業との関係づくりを担う人材養成と自治体等への配置、事業所・企業の組織化等)
- ④ 厚生行政領域の就労支援策と労働行政領域の雇用開発(雇い入れ)支援策等の一層の連携強化

※例えば、特開金「生活保護受給者等雇用開発コース」の運用上の課題。雇い入れ企業において、雇用に至る前に3か月を超えて就労体験や就労訓練(非雇用型)等の支援が行われた場合、すなわち「継続した就労準備支援を通じた雇用開発は支給対象とならない」という規定がある。「働く場を利用した」支援は、有効な支援策として広がっており、体験や就労訓練、短時間バイトなどのステップ、一定の期間を経て、いわゆる一般就労(雇用保険の対象となる週20時間以上の就業)に就く(雇用開発)に至る場合も多く、就労支援と雇用開発の考え方やルールの調整が望まれる。



## (資料) 「特開金」を活用した就労支援の事例

T市の就労支援は、①生活困窮者自立支援制度上の自立相談支援窓口と、②地域就労支援センター(広域自治体の事業による援窓口)、③無料職業紹介所、さらに④職業相談・紹介に特化した「しごとセンター」が一体的に運営され、多様なニーズに対応している。人的体制は、(1)就労のほか家計や多様な生活課題に対応する相談支援員、(2)就労に関するニーズの把握や支援プランと継続支援、訓練の活用等を担当する就労支援員(マッチング担当)、(3)事業所・企業と連携した支援や企業等のサポートを担当する無料職業紹介所コーディネーター、(4)施策の企画調整・進行管理、庁内外の連携等を担当する運営担当 からなっている

特定求職者雇用開発助成金	令和3年度(51件)	令和2年度(48件)
(1) 生活保護受給者等雇用開発コース	生活保護受給者 1件 生活困窮者 11件 うち 20代=1件、30代=2件 40代=3件、50代=4件	生活保護受給者 3件 生活困窮者 4件
(2) 生涯現役コース	23件	22件
(3) 特定就職困難者コース	精神障害 7件 身体障害 1件 知的障害 1件 60歳以上 5件 ひとり親 2件	精神障害 1件 身体障害 2件 60歳以上 14件 ひとり親 2件



## 2 「働く場を利用した」就労支援

～インクルーシブな企業や地域づくり～

### (1) 「働く場を利用して、次のキャリアステップを準備する」支援

企業等と連携し、その職務・作業等に従事すること(雇用・非雇用)を組み込んだ支援プログラムには、次のようなプログラムがあります。

#### (1) 仕事見学や就労体験等

#### (2) 支援付き(配慮付き)有期就労の開発

- 1 就労訓練 非雇用型
- 2 日払型・週払型(無料職業紹介の活用)
- 3 公共調達案件と組み合わせた支援付き就労 ほか

#### (3) 無料職業紹介を活用した支援

- 1 就労体験・就労訓練(非雇用型)を組合わせた就職支援(「特開金」による事業主支援)
- 2 就労訓練(雇用型)
- 3 有期実習型訓練(雇用)
- 4 職業訓練を組合わせた有期就労準備(雇用)
- 5 中期目標型就労準備(雇用) ※就労訓練

#### (4) 企業による訓練等との連携 など

中間的就労

※従来の「履歴書と面接」による求職活動を修正する支援の工夫。見学・仕事カフェや体験、訓練付き就労、支援付き短期就労などを介して、仕事と働き方・職場環境等を学び・確かめ、相互の理解・改善等を図る

## (2) 就労支援と連携・協力する企業・事業所等のタイプ

### 2-1 就労支援をミッションの1つとしている団体・事業所

障害福祉サービス事業所、若者支援団体、ひとり親支援団体、男女共同参画推進団体、高齢者支援団体、出所者等支援団体、居住支援団体ほか

### 2-2 法制度による協力企業・事業所等(認定・認証等)

認定就労訓練事業所(生活困窮者自立支援法)

ユースエール認証制度(若者雇用促進法)

障害者雇用優良企業認証制度

にもす認証制度(障害者雇用に関する優良な中小事業主認証制度)

くるみん認定・プラチナくるみん認定(次世代育成支援対策推進法)

えるぼし認定・プラチナえるぼし認定(女性活躍推進法) ほか

### 2-3 支援活動等に協力する企業・事業所等

公共調達への応札・落札企業等(総合評価落札制度や優先調達〔3号随契〕)

就労体験等の協力事業所

無料職業紹介の登録(求人)事業所

⇒「特開金」の活用を通じた企業支援。「働き続けられる」環境づくり等

### 3 就労困難者(特定求職者)を雇い入れる事業主に対する支援の拡充

特定求職者雇用開発助成金(特開金)＝高齢者・障害者・ひとり親の母・生活困窮者などの就職困難者(＝特定求職者)を雇い入れた事業主に対する助成が拡充され、「生活困窮者」の就労支援にも活用され、企業と連携した「働き続けられる(辞めなくていい)」支援が工夫されつつある。(赤字のコース)

特定求職者雇用開発助成金	概要
(1) 特定就職困難者コース	高年齢者や障害者等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者(雇用保険の一般被保険者)として雇い入れる事業主に対して助成されます。
(2) 生涯現役コース	雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者をハローワーク等の紹介により、一年以上継続して雇用することが確実な労働者(雇用保険の高年齢被保険者)として雇い入れる事業主に対して助成されます。
(3) 被災者雇用開発コース	平成23年5月2日以降、東日本大震災による被災離職者や被災地求職者を、ハローワーク等の紹介により、1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れる事業主(一年以上継続して雇用することが確実な場合に限る。)に対して助成されます。 また、この助成金の対象者を10人以上雇い入れ、一年以上継続して雇用した場合には、助成金の上乗せが行われます。

特定求職者雇用開発助成金	概要
(4) 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース	<p>発達障害者や難病患者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して助成されます。</p> <p>事業主に雇い入れた方に対する配慮事項等についてご報告いただきます。また、雇入れから約6か月後にハローワーク職員等が職場訪問を行います。</p>
(5) 就職氷河期世代安定雇用実現コース	<p>いわゆる就職氷河期に正規雇用の機会を逃したこと等により、十分なキャリア形成がなされず、正規雇用に着くことが困難な方をハローワーク等の紹介により、正規雇用労働者として雇い入れる事業主に対して助成されます。</p>
(6) 生活保護受給者等雇用開発コース	<p>ハローワークまたは地方公共団体において、通算して3ヶ月を超えて支援を受けている生活保護受給者や生活困窮者を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して助成します</p>

トリアル雇用助成金	概要
(1) 一般トリアルコース・新型コロナウイルス感染症対応(短時間)トリアルコース	職業経験の不足などから就職が困難な求職者等を、無期雇用契約へ移行することを前提に、一定期間試行雇用(トリアル雇用)を行う事業主に対して助成することにより、求職者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています
(2) 障害者トリアルコース・障害者短時間トリアルコース	ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、就職が困難な障害者を一定期間雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、障害者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています
(3) 旧建設労働者確保育成助成金	建設事業主等に対する助成金は、以下の(1)～(13)の助成コースから構成されており、建設事業主や建設事業主団体等が、建設労働者の雇用の改善や建設労働者の技能の向上等をはかるための取組みを行った場合に助成を受けることができます

## 主な支給要件

- (1)ハローワークまたは**民間の職業紹介事業者等(※1)の紹介**により雇い入れること
- (2)雇用保険一般被保険者として雇い入れ、継続して雇用すること(※2)が**确实**であると認められること

※1 具体的には次の機関が該当します。

[1]公共職業安定所(ハローワーク)

[2]地方運輸局(船員として雇い入れる場合)

[3]**適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者等**

**特定地方公共団体、厚生労働大臣の許可を受けた有料・無料職業紹介事業者、届出を行った無料職業紹介事業者、または無料船員職業紹介事業者(船員として雇い入れる場合)のうち、本助成金に係る取扱いを行うに当たって、厚生労働省職業安定局長の定める項目のいずれにも同意する旨の届出を労働局長に提出し、雇用関係給付金に係る取扱いを行う旨を示す標識の交付を受け、これを事業所内に掲げる職業紹介事業者等**

※2 対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることをいいます

地域雇用開発助成金	概要
(1) 地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)	雇用機会が特に不足している地域(※1)の事業主が、事業所の設置・整備を行い、併せてその地域に居住する求職者等を雇い入れる場合、設置整備費用及び対象労働者の増加数に応じて助成されます。(1年毎に最大3回支給)
(2) 地域雇用開発助成金(沖縄若年者雇用促進コース)	沖縄県内において、事業所の設置・整備に伴い、沖縄県内に居住する35歳未満の若年求職者を雇い入れる事業主に助成されます





## 2 就労支援の内容や関心

～その変化や進化をたどると・・・～

対象別分野別の就労支援(A)は主に①～③のパターンで発展してきた。いわゆる就労困難者の問題は多様な形で表出し(B)、生活困窮者自立支援制度を契機に支援内容の進化が見られ④、コロナ禍によって、⑤⑥(C・D・E)への関心が高まった。

制度(分野)別  
就労支援

①「福祉等の社会サービスを利用しながら、仲間とともに、就労を準備する」支援

②「福祉等の社会サービスを利用しながら、仲間とともに、職業生活を(再)スタートする」

③「福祉等の社会サービスを利用しながら、仲間とともに、就労を継続する」

生活困窮者自立  
支援等の試み

④「働く機会・場を利用して、仲間とともに、次のキャリアステップを準備する」支援

⇒就労準備支援や就労訓練(訓練付き就労[雇用型・非雇用型])、無料職業紹介の活動などの登場

⑤「働き(稼ぎ)ながら、仲間とともに、次のキャリアステップを準備する」支援

⇒コロナ禍で不安定就労、自営・フリーランス等の困窮リスクが一気に顕在化した

⇒特定求職者雇用開発助成金と職業紹介を活用した就労支援

⑥「働きながら、仲間とともに、学び(訓練を利用し)ながら、次のステップを準備する」

⇒コロナ禍によって、「訓練を活用した」就労支援の現状や課題が明らかになった

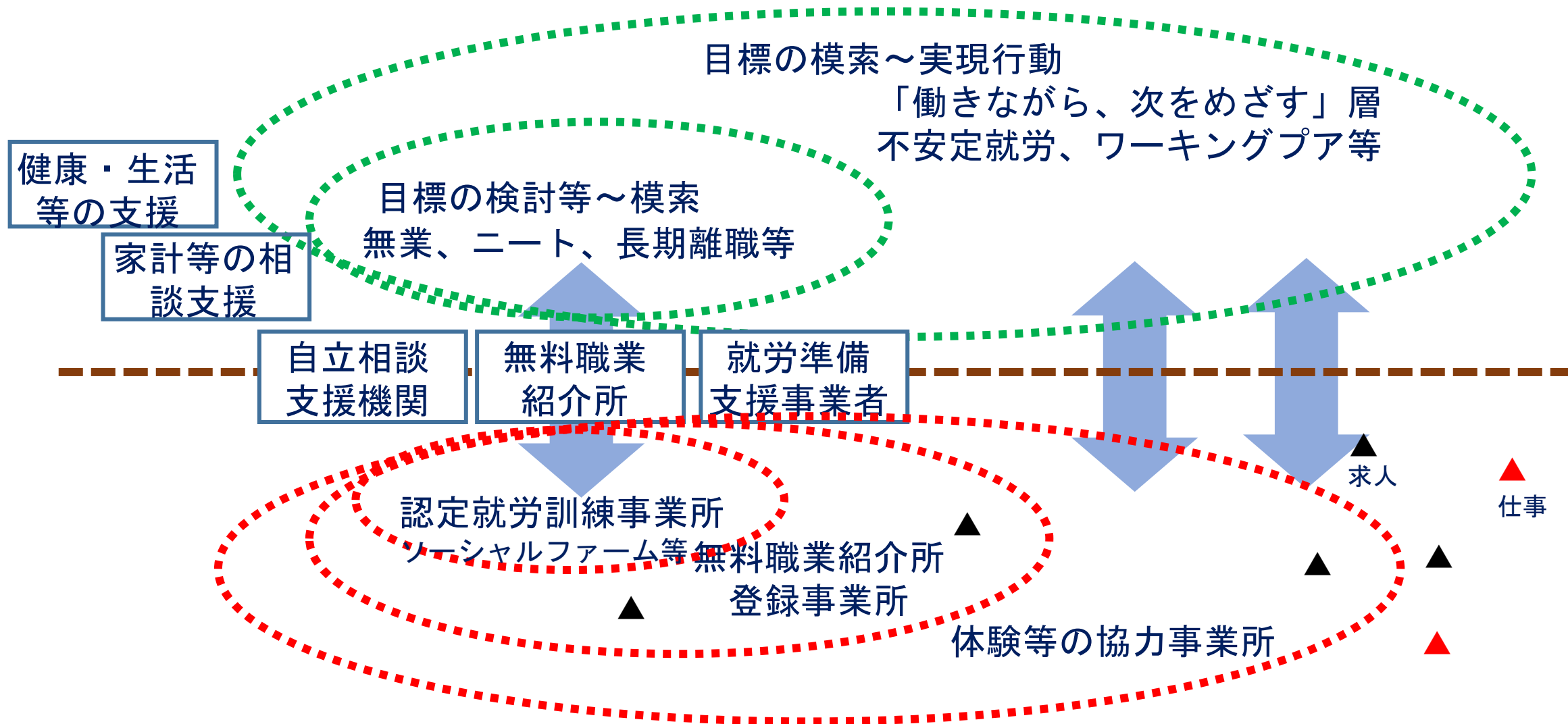
⑦「働きながら、仲間とともに、職業生活(キャリア)の継続的形成を図る」

## 5-1 支援内容の特徴・関心

就労を準備する	○ <u>職業生活(キャリア)をめぐる希望や強み、価値観(適性)、経験などを踏まえた目標づくりや目標に向けたステップを見通す</u>	キャリアガイダンス(専門相談や適性・適職検査、教育訓練等)
次のキャリアステップを準備する	○ステップに対応した支援付き就労や教育訓練の利用 ○インクルーシブな企業づくり(企業の支援)	就労準備支援、就労訓練支援付き就労、ソーシャルファーム等
働く機会・場を利用して	○協力(求人)企業・事業所等の開拓 ○職務・作業を組み込んだ支援プログラム開発 ○企業の支援(職場環境等整備支援、特開金) ○支援プログラムの利用促進(インクルーシブな社会づくり)	就労準備支援(体験実習等)、就労訓練、支援付き就労(短期バイト等)
働き(稼ぎ)ながら		<b>無料職業紹介の活用 求職者支援法関係</b>
学び(教育訓練を利用し)ながら	○教育訓練を利用した支援プログラムの開発 ○「働きながら」に対応した教育訓練の充実 ○仲間とともに学ぶ環境・組織	<b>職業訓練 求職者支援法関係 企業協働型職業訓練</b>
仲間とともに	キャリアの孤独・孤立に対応: ○継続相談 ○キャリアの模索・形成を支える仲間(集団)づくり(ジョブクラブ等) ○企業等を超えた仲間づくり	寄り添い支援、継続相談支援、当事者コミュニティ、企業コミュニティ
相談や社会サービスを利用しながら	○社会サービス等の利用の調整や提供 ○キャリアガイダンス機能の分担	専門的相談支援が分担するキャリアガイダンス

### 3 就労支援に期待される役割・機能と仕組み整備へ

【支援ニーズ・対象者：「就労の状況」等による多様な困窮リスク層に対する相談支援】



【働く場・機会：選択可能な多様な機会、インクルーシブな仕事や働き方をつくる支援】

生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会（第3回）  
生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理（案）への意見書

令和4年3月22日  
グリーンコープ 行岡みち子

## 一. 生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理（案）全体に対する意見

基本的にとっても丁寧に全体を網羅し、多様な意見を取り上げていただいたと思います。

特に生活困窮者が生活保護受給につながりにくいことを踏まえ、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度のあり方について議論する必要があると述べられている点に賛同します。生活困窮者自立支援制度の現場の相談支援員にとって生活保護は最後のセーフティーネットと言われながらその利用につながらないこと、つながっても狭間があり支援が中断するなど日々、悩みを深くする問題でした。本質的な解決ができるように根本のところから両制度のあり方を検討いただけたらと思います。

そのほか個別論点も含め、現状と課題を丁寧に取り上げていただき、感謝申し上げます。その上で、個別論点に関し下記の通り意見を提出いたします。

## 二. 個別論点に関する意見

### （2）自立相談支援のあり方

【現状の評価と課題】－（平成30年改正法以降の施行状況）

#### P16 3つ目の○

- ・ 支援会議の実施状況が記載されていますが、現場感覚としては新設された支援会議の必要性が認識されず、思いのほか広がっていないと思います。支援会議そのものの設置目的や支援会議で解決が早まった具体的な好事例の紹介、支援調整会議との役割や機能の違い、分担の仕方などが自治体担当者や相談支援員に認識できるようにして頂きたいと思います。

### （4）家計改善支援のあり方

【現状の評価と課題】

#### ・ p28 3つ目の○冒頭

「家計改善支援事業において、家計相談支援員と共に・・・」の下線部分は家計改善支援員に呼び方を統一してください。

#### ・ p29 1つ目の○

「税・保険料等の滞納に効果的であり庁内連携を強化するきっかけにもなり得る」と述べられています。家計改善支援は相談者や収納部署にとっても有効な支援ですが、自治体によっては相談者本人の希望で窓口に行きながらでも、相談員の同席を断られる事例があります。納税部署との連携が深まるような国レベルでの連携強化の取り組みをお願いします。

## 【論点】

### (家計改善支援)

#### ・ p30 2つ目の○ p31、p55 の(帳票・システム・評価指標)

家計改善支援の必須化に向けて、家計改善支援の帳票とシステムを整えていただきたいと思います。現在の大きな課題は、直近のシステム改修により、システム上にある家計改善支援事業の帳票は、自立相談支援事業の帳票の中に合体させられた状態になっているという点です。自立相談支援事業と家計改善支援事業が別事業所の現場は混乱しております。法施行時に作成した「独立した」家計改善支援事業の帳票がありますが、厚生労働省のホームページからはとても探しにくい状態です。この帳票もシステム上に乗せる必要があります。

‘(※補足 p55 自立相談事業所と別組織の家計改善支援事業所には、家計改善支援事業の標準帳票は公式には届けられていないと思います。)

また、現在、家計改善支援の帳票はシステムにデータとしてはバックアップされていないため、支援内容や支援結果の数値は全て手作業(エクセル集計)で毎月集計し、年度末に分析して自治体に報告しており、事務作業がとても大変です。P30に「事業の効果検証を行い、定量的・定性的な効果を明らかにすることが必要」と書かれていますが、そのためにはシステムを改修し、支援データを国レベルで管理し、支援状況についてトータルに分析ができるようにすべきではないかと考えます。

合わせて、生活保護の家計改善支援事業と困窮者支援の家計改善支援事業を同一事業所で実施しているところが多いですので、共用できかつ簡便な独立した帳票とシステムを新たに作るという選択肢もあるのではないかと思います。

#### ・ p31 1つ目の○

「エビデンスに基づいた支援手法の確立・標準化」が必要と記載されていますが、自立相談支援、就労準備支援、家計改善支援ともに支援の基本は、相談者一人ひとりの人生に寄り添い、本人の価値観や生活背景等を理解しながら本人の意思を尊重し、ともに考え支援することだと思います。「支援手法の標準化」では一人ひとりに対応したオーダーメイドな支援は難しくなるのではないのでしょうか。支援手法の確立・標準化が基礎研修という意味であれば、既に国研修が実施され、都道府県研修、ブロック別研修でも様々な視点から学べるよう工夫され取り組まれています。

任意事業の必須化に向け基礎研修をベースにした上で、相談支援員の経験に応じて、多様な支援の考え方や手法を相互に交換し、学び合うブラッシュアップ研修は必要だと思います。

## (7) 生活保護制度との連携のあり方

### 【論点】

#### P46、1つ目の○およびP47の3つ目の○

就労準備支援事業と家計改善支援事業について、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の切れ目のない支援を実現するためには、生活保護担当職員に生活困窮者自立支援制度を理解してもらうことが必要だと思います。ある自治体で家計改善支援の研修を受

けたケースワーカーの区域と受けてないケースワーカーの区域では、家計改善支援の利用頻度に明らかな違いが出たと聞いています。生活保護の部局では困窮者支援制度の定期的な研修を実施し、困窮者支援の相談支援員向けには生活保護制度の理解が進むような研修を実施する必要があると思います。

## (9) 支援を行う枠組み（人材育成の在り方、都道府県の役割、勇敢支援のあり方等）

### 【論点】（支援の質と人材養成研修）

#### P57 3つ目の○

就労支援と家計改善支援に関わるフレーズで、「兼務体制による過重な負担から最低限の取り組みしかできない状況にある」としつつ、「専門的な支援を行うため、研修の開発と体系化、継続的な研修の実施が重要ではないか」「また、専門性の確保や支援員等のバーンアウト防止の観点から専門性の高い組織との連携やスーパーバイザーの配置が必要」と書かれています。

支援員のバーンアウトの要因は、専門性の確保やスーパーバイズ不足という問題よりも相談支援員が2つ以上の兼任もしくは兼業となっている自治体が多い中で、支援実績について数字的な結果や効果を求められるところに問題があるのではないかと思います。

さらに、コロナ禍という社会状況や経済基盤が整わない中で面談件数が膨張し、相談支援員は多様な困難をかかえる人たちの課題解決を求められ、支援員自身も解決にとらわれてバーンアウトにつながっていると思います。家計の全国研修やブロック別研修の受講者感想ではスキルも大切だが「スキルよりハートが大事」という言葉に涙が出た、今の支援でいいんだと気持ちが安らいだという感想がこれまで以上に多く出ていました。同じく制度の基本理念の講義では伴走型支援で今は寄り添うことしかできなくても、それが支援なのだという言葉に救われた、という感想も昨年以上に多く出ていました。

バーンアウトは解決が難しく無理があるにもかかわらず解決を求めてしまうためにおこるのではないかと思います。専門的な知識やスキルが必要な場面もありますが、あまりそこを強調すると支援員は解決をしなければならぬと思ひこんだり、自分の知識やスキルがないため解決できないと、かえってバーンアウトに追い込んでいくことになるのではないのでしょうか。

以上

2022年3月22日

## 子どもの貧困解決に向けた教育支援に関する提言

全国子どもの貧困・教育支援団体協議会

生活困窮世帯の子どもたちは生活体験の乏しさや学習の遅れ等の要因から、不登校・中途退学等、学校生活への不適応を発生しやすく、社会とのつながりも弱くなり、さらに困窮化が拡大しています。コロナ禍はその状況に拍車・追い打ちをかけ、教育格差をさらに押し広げています。

特に、家庭内で被虐待の体験がある子ども、ヤングケアラーや家族を失った子ども、外国にルーツをもち日本語の習得支援が必要な子ども等、地域の中で孤立傾向にある者は学校生活に適応できずに困窮状況がさらに悪化している実態があります。

こうした多様な困難を抱えた子ども・家庭をささえ、家庭の貧富に関わりなく子ども達が自分自身の人生を歩んでいくためには、学習面のサポートに留まらず、子どもと地域社会とのつながりを取り戻し、子どもを包括的に支えていく取組が必要です。そのためには、学校とも連携し、官民総がかりで地域づくりと支援の担い手づくりに取り組んでいくことが重要です。

「全国子どもの貧困・教育支援団体協議会」は、すべての子どもたちが生まれた環境に左右されることなく、同じスタートラインに立つことができ、夢や希望を持てる社会の実現を目指します。我々は、生活困窮者自立支援法の改正検討に際し、子ども達に必要な学習・生活支援活動が展開されていくことを希求し、以下の事項を提案致します。

1. 地方部への財政支援による学習生活支援の地理的偏在の是正
2. 支援メニューの拡大（コロナ禍のニューノーマルへの対応等）
3. 地域づくりと支援の担い手づくり

### 1. 地方部への財政支援による学習生活支援拠点の地理的偏在の是正

- 生活困窮者自立支援制度における子どもの学習支援事業の実施数は年々増加しているものの、令和2年度の実施割合は約64%に留まります。
- 任意事業であることや、補助率が1/2であって費用負担が大きいことから実施が進んでいない地域もあることが実情です。特に、地方部では、実施していない自治体の最大の理由が財源負担です。
- 子ども達がどこに住んでいても必要な支援を、地方部への展開に向けた国の強力な支援が必要です。
- 学習・生活支援事業が全国に広まり、生困法の趣旨通りに教育支援を必要とする子どもすべてが支援を受けることができるよう、以下の事項を提案します。
  - ◇ 学習・生活支援事業を**必須事業化**する
  - ◇ **学習・生活支援事業の補助率を10/10に拡充**し、コロナによる財政危機の中財政力の乏しい自治体でも着手可能な財政支援を行う
  - ◇ へき地・過疎地域の子どもの支援強化（交通費支給、オンライン対応など）

## 2. 支援メニューの拡大（コロナ禍のニューノーマルへの対応等）

- コロナ禍は多くの世帯の生活を困窮させ、特に多様な困難にある子ども達に直撃しました。例えば、東京大学教育学研究科の調査（R4.1.14）によると、シングルマザー世帯（非大卒）の生活が「苦しくなった」とした回答が60%であり、両親とも大卒世帯である世帯の20%という割合を大きく上回っています。
- 経済的な困窮のみならず、多様な困難を抱える子ども達を支援していくためには、学習・生活支援を実施している拠点を、学力支援のみならず、子どもたちを総合的に支援するための地域拠点として活用していく必要があります。そのために、以下の支援メニューの拡充を求めます。
  - ◇ アウトリーチ・相談
  - ◇ 食料支援・食事支援
  - ◇ 外国ルーツの子ども支援
  - ◇ 孤立する子ども・家庭への支援のための地域の居場所を兼ねた拠点づくり
- コロナ禍はまた、子ども達から物事に直に触れ、体験する機会を多く奪いました。学校のオンライン学習が普及する中で、家庭のネット環境の格差が子どもたちの学習機会の差につながっています。
- 体験学習の充実やオンライン学習・ICT環境整備の支援など、子ども達のニューノーマルに対応した、支援メニューの拡充が必要です。
  - ◇ 文化・スポーツ・体験活動等を含めた多様な学びの機会の提供
  - ◇ 高校生を含めた、オンライン学習・ICT環境整備の支援
    - Wi-Fiの貸与・補助
    - スマホでは模試や課題の遂行が困難な学習活動があることも鑑み、PCやタブレットの貸与・配布・補助
    - 学習・生活支援事業でもPCやタブレットを活用できるようにすること 等

## 3. 地域づくりと支援の担い手づくり

- 子ども達の多様な困難に対する包括的な支援を実現するためには、教育・福祉の両面から、官民や機関の種類を超えて、対応していく必要があります。
- そのためには、地域の自治会や民生委員、地方議員、学校、保育園などすべての住民のネットワークで生きづらさを抱える子ども・若者を支援する仕組み（ローカルコモンズ）を作っていく必要があります。
- 具体的には、以下の取組が必要です。
  - ◇ 福祉部局と教育委員会の連携を強化
    - 必要な子どもに学習・生活支援拠点が活用されるよう、学校内での周知等の連携
    - 学習・生活支援拠点に繋がった子どもの状況に関する学校との個人情報のやり取りを含む連携強化の促進
    - 学習生活支援実施団体の地域の「要対協」などへの参加を促す



- ◇ **学習・生活支援事業内容として、民間に委託する際、多様な困難への対処や自治体や地域団体と連携した「地域づくり」の取組を必須化する**
  - 地域づくりの取組例：子どもに学習・生活支援拠点が活用される（認知される）ように学校内での周知連携を行うこと、地域で活動している他の子ども・家庭支援団体との連携、地域ボランティアの参画に向けた研修等
- ◇ **自治体から委託する際、単年度ではなく複数年（最低3年間）の契約とし、単に低価格であることをもって選定することなく、学力向上以外の側面（地域での活動体験・アウトリーチ・多様な困難への対処・地域づくり・多様な学びの機会の創出）を含めて多面的に計画や実績を評価することを推奨する**
- 更に、子ども達の多様な困難に対する包括的な支援を持続可能に実施していくため、学習支援活動に関わる人材の育成・確保に向けた各種の取り組みを推進していく必要があります。
  - ◇ 子どもの貧困領域や教育支援における専門性を持つ人材の育成・連携の促進
    - **全国研修の実施**（制度や動向のアップデート、機関・団体を越えた連携の促進、新規着手や後発の自治体・団体が先行例を学ぶ機会）
    - **地方ブロック研修**（OJTを含む支援人材の育成のための合同研修）
    - 生活・学習支援団体の自主的な研修の推進（オンライン研修の受講費補助や、視察の受入費用・旅費等の措置等）
    - 子ども・若者支援人材育成支援センターの設置
  - ◇ 学校管理職・教員向けの研修において、「学習・生活支援事業」の存在や意味、スクールソーシャルワーク・学習生活支援事業等の地域資源の活用に向けた丁寧な周知の実施
  - ◇ 子ども関連資格取得のための研修機会として活用
    - 子ども家庭福祉ソーシャルワーカーの指定研修への「学習・生活支援」活動の組み入れ・単位の認定
    - 教員養成カリキュラムへの学習生活支援活動の組み入れ・履修単位の認定
  - ◇ その他支援人材確保の取組
    - 自治体のまちづくり担当部局・教育委員会等と教育支援団体の連携により多様な人材のボランティアの参加を促進
    - 国による奨励制度を創設し、企業からの継続的な人的支援（出向等）の促進

以上